包括システムによるロールシャッハ・テスト認定資格に関する規程

（目的）

第１条　この規程は，包括システムによる日本ロールシャッハ学会（Japan Rorschach Society for the Comprehensive System 略称JRSC）が，包括システムによるロールシャッハ・テストを用いた臨床，教育，研究の更なる活性化を通じて人々の精神健康及び福祉に益することを目指すために，それを用いる者の基礎的資格を審査し，認定を行うに当たって必要な事項を定めることを目的とする。

（認定資格の名称）

第２条　認定資格の名称については，日本語名称を「包括システムによるロールシャッハ・テスト認定資格」（以下「認定資格」という。），英語名称を「Certificate of Proficiency in the Rorschach Comprehensive System」（略称CPCS／シーピクス）とする。

（認定資格の種類）

第３条　資格の種類については，レベル１（基礎／CPCS-1），レベル２（中級／CPCS-2），レベル３（指導者／CPCS-3）の３種類とする。

（認定委員会の設置）

第４条　認定資格の審査及び事務を行うために，包括システムによるロールシャッハ・テスト認定資格審査委員会（以下「認定委員会」という。）を設置する。

２　認定委員会の業務については，別に定める。

（認定に必要な要件，申請手続等）

第５条　認定に必要な要件，申請手続等については，別に定める。

（資格の認定）

第６条　資格の認定は，認定委員会による審査を経て，常任理事会又は理事会が行う。

（認定資格者の取扱い）

第７条　資格の認定を受けた者（以下「認定資格者」という。）は認定資格者名簿に登録される。

２　認定資格者には認定証書及び認定番号を交付する。

３　交付された認定証書等は更新を要しない。

４　常任理事会又は理事会は，審議の上，認定資格を取り消すことができる。

（規程の改正）

第８条　本規程の改正は，常任理事会又は理事会の承認を得るものとする。

附則　本規程は平成27年8月1日より施行する。